協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

１．水道事業

修　善　寺　町　外　３　町　の　現　況

（１）基本料金

修善寺町

従量制（２ヶ月、消費税別）

専用栓	料金（円）	基本使用量（m³）
家事用	850	10
営業用	1,800	20
官公署・病院	3,250	50
工業用	9,000	100
共用栓家事用	850	10

土肥町

口径別料金制（１ヶ月、消費税別）

口径（㎜）	料金（円）	基本使用量（m³）
１３	500	10
２０	1,250	25
２５	2,500	50
３０	3,750	75
４０	5,000	100
５０	7,500	150
７５	15,000	300

天城湯ヶ島町

口径別料金制（１ヶ月、消費税別）

口径（㎜）	料金（円）	基本使用量（m³）
１３	1,200	10
２０	3,600	30
２５	7,200	60
４０	14,400	120
５０	14,400	180
７５	48,000	400

中伊豆町

口径別料金制（１ヶ月、消費税別）

口径（㎜）	料金（円）	基本使用量（m³）
１３	1,100	10
２０	1,200	10
２５	1,300	10
３０	1,400	10
４０	1,500	10
５０	2,000	10
７５	2,200	10
１００	3,000	10

（２）超過料金

修善寺町

※消費税別

専用栓	使用量（m³）	1m³ごとに（円）
家事用	11～60	85
	61 以上	90
営業用	21 以上	90
官公署・病院	51 以上	85
工業用	101 以上	90
共用栓家事用	11～60	85
	61 以上	90

土肥町

※消費税別

基本料金を超える水量１m³ごとに

55 円

天城湯ヶ島町

※消費税別

基本料金を超える水量１m³ごとに

120 円

中伊豆町

※消費税別

口径（㎜）	１m³ごとに（円）
１３	80
１３以上	90

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（３）メーター使用料

修善寺町

※２ヶ月、消費税別

口径（㎜）	使用料（円）
１３	180
２０	360
２５	380
３０	620
４０	740
５０	3,880
７５	4,720
１００	5,920
１２５	7,880

土肥町

※１ヶ月、消費税含む

口径（㎜）	使用料（円）
１３	50
２０	120
２５	140
３０	540
４０	680
５０	1,400
７５	3,320

天城湯ヶ島町

中伊豆町

（４）新規加入金

修善寺町

※消費税別

口径（㎜）	加入金（円）
１３	80,000
２０	110,000
２５	190,000
３０	410,000
４０	690,000
５０	1,060,000
７５	3,100,000
１００	5,600,000
１２５	8,500,000

土肥町

※消費税別

口径（㎜）	加入金（円）
１３	30,000
２０	45,000
２５	200,000
３０	400,000
４０	720,000
５０	1,200,000
７５	1,600,000

天城湯ヶ島町

※消費税別

口径（㎜）	加入金（円）
１３	60,000
２０	120,000
２５	200,000
４０	600,000
５０	900,000
７５	2,000,000

中伊豆町

※消費税別

口径（㎜）	加入金（円）
１３	60,000
２０	100,000
２５	180,000
３０	400,000
４０	600,000
５０	900,000
７５	管理者が定める
１００	管理者が定める
１５０	管理者が定める
２００以上	管理者が定める

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
（５） その他料金	○特別給水栓（臨時使用等）料金 （２ヶ月：消費税別） ・10m³まで　1,800円 ・超過料金（１m³ごとに）　135円 ○消防（消火栓）演習用 ・10分　850円			○特別給水栓（臨時使用等）料金 （１ヶ月：消費税別） ・10m³まで　1,200円 ・超過料金（１m³ごとに）　100円
（６） その他分担金	○水源開発分担金 次の建物を新築又は改築する場合に、その戸数又は室数に応じて徴収する。ただし、増改築の場合は、増加する戸数又は室数に応じて徴収する。 ①　３戸又は、３室以上の共同住宅、集合住宅又は、居住施設等 ②　３室以上の客室又はそれに相当する部屋を有するホテル、旅館民宿等宿泊施設 ③　３室以上の宿泊するための部屋を有する保養所、寮等の宿泊施設 **１戸又は１室につき（消費税別）** **40,000円**			
（７） 納　期	偶数月の月末	奇数月の月末	奇数月の２５日	毎月の月末

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
（8） 手　数　料	○**水道工事関係手数料** ・給水装置設計手数料（１件） 6,000円 ・給水装置工事事業者指定手数料 （１件）　15,000円 ・設計審査手数料（１回）　3,000円 ・工事検査手数料（１回）　3,000円 ○**各種証明手数料**（１件）　300円 ○**消防演習立会手数料**（１回）3,000円	○**水道工事関係手数料** ・給水装置設計手数料（１件） 10,000円 ・給水装置工事事業者指定手数料 （１件）　15,000円 ・設計審査手数料（１回）　2,000円 ・工事検査手数料（１回）　2,000円 ○**各種証明手数料**（１件）　300円	○**水道工事関係手数料** ・給水装置設計手数料（１件） 6,000円 ・給水装置工事事業者指定手数料 （１件）　15,000円 ・設計審査手数料（１回）　3,000円 ・工事検査手数料（１回）　3,000円 ○**各種証明手数料**（１件）　300円	○**督促手数料**（１通）　100円 ○**水道工事関係手数料** ・給水装置設計手数料（１件） 6,000円 ・給水装置工事事業者指定手数料 （１件）　15,000円 ・設計審査手数料（１回）　3,000円 ・工事検査手数料（１回）　3,000円 ○**各種証明手数料**（１件）　300円 ○**消防演習立会手数料**（１回）1,000円
（9） 簡易水道	○**簡易水道施設** ・大沢簡易水道 ・堀切簡易水道 ・山田簡易水道 ・茅野飲料水供給	○**簡易水道施設** ※**独自の料金体系で自主運営** ・八木沢簡易水道 ・小下田簡易水道	○**簡易水道施設** ・持越・金山簡易水道 ・船原簡易水道 ・柿木簡易水道 ※**特別料金体系施設**（給水開始時加入世帯は基本料金のみ徴収） ・与市坂飲料水供給施設 ・上猫越飲料水供給施設 ・下猫越飲料水供給施設 ・吉奈新田飲料水供給施設 ・数沢飲料水供給施設 ・土肥川飲料水供給施設 ※**独自の料金体系で自主運営** ・長野簡易水道 ・佐野簡易水道	なし

協　議　項　目	各種事務事業の取扱い	協　議　細　目	上下水道事業

（参考）使用料金比較表

○口径１３㎜（家庭用）により２ヶ月間使用した場合。　（消費税込み：円）

使用量	修善寺町（メーター使用量込）	土肥町（メーター使用量込）	天城湯ヶ島町	中伊豆町
１０m³	１,０８１	１,１５５	２,５２０	２,３１０
２０m³	１,９７４	１,１５５	２,５２０	２,３１０
４０m³	３,７５９	２,３１０	５,０４０	３,６７５
６０m³	５,５４４	３,４６５	７,５６０	５,３５５
８０m³	７,４３４	４,６２０	１０,０８０	７,０３５